

当社指定生産材の「製品含有禁止化学物質の非含有証明書」提出依頼について

【目的】

- ・ 当社指定生産材については、セイコーエプソングループの製品含有禁止物質について規格適合であることを製造者（メーカー）に予め確認した上で採用します。その手段として、該当メーカー様に当証明書の提出を依頼致します。

注）当社指定生産材とは

当社が図面などでサプライヤー様や生産工場に対してメーカー型番を指定する生産材で、具体的には電子部品、はんだ、テープ、接着剤、潤滑油、シート材、メッキ鋼板、樹脂材料、等のメーカーカタログに掲載されているものです。

【内容】

- ・ 直接取引が無い為にメーカー様はセイコーエプソングループに納入されるものが特定できない事と、手続きの簡略化（新たな物を採用する都度取得しない）の為、該当メーカー様が販売する商品の総てを対象に非含有の証明をお願いします。

注）上記及び下記運用上の理由より原則として該当メーカー様が販売する総ての商品を対象に証明を依頼しますが、以下のような場合については証明の対象範囲を限定して下さい。

例 1）不適合の商品も販売している場合

例 2）事業規模が大きくまた事業の多角化が進んでいて、総ての商品について証明が困難な場合

【運用】

- ・ 当証明書を提出頂いたメーカー様の商品は、安心して活用できるものとして社内に情報公開します。ご提出頂けないメーカー様の商品は、原則として不採用とします。
- ・ 当証明書を頂いたメーカー様の情報は、セイコーエプソングループで共有します。従って、同じ証明書を他の関係会社から提出依頼する事はありません。

【その他】

- ・ 実際に採用するものについては、一品種毎の含有化学物質情報等が必要になります。別途、依頼しますので、ご協力をお願い致します。